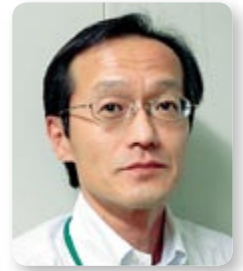


判例紹介

自転車事故と 道路設置管理瑕疵



国土交通省
北海道開発局建設部
建設行政課企画係長

岸 洋 一

1 はじめに

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に多様な用途で利用され、国内の保有台数は約6,958万台（平成19年（財）自転車産業振興協会調べ）に及んでいます。

また、最近の健康志向や地球温暖化対策の気運の高まりなどにより自転車ブームとなっていますが、今後ますます利用者の増加が見込まれます。

道路の維持管理は道路管理者の責務とされているので、道路管理者としてはこうした背景も踏まえ、道路の維持管理を適切に行っていく必要があるものと思います。

例えば、自動車の走行には影響が少ない小さな穴ぼこやグレーチングのずれでも、自転車に大きな衝撃が伝わり、事故を招くこともありますので、今回は、自転車事故に関して道路管理者の責任が問われた判例をご紹介します。

2 判例紹介

(1) 静岡県菊川町道穴ぼこ自転車転倒事件

原因【穴ぼこ】

静岡地裁掛川支部 平成10年12月22日

有責（過失相殺3割）

■事案の概要

午後6時20分頃、本件道路を自転車で走行中、道路にあった南北41.5cm、東西31cm、深さ4.6～5cmの穴ぼこに前輪をとられてふらつき、道路中央部に飛び出し転倒し、対面走行していた普通貨物自動車と衝突して負傷した。

■裁判所の判断

- ① 本件道路が歩道、車道の区別のない幅員3.1mの狭い道路であり、小中学生の通学路としても利用されている生活道路であること、本件穴ぼこの態様は決して小さなものとはいえなかったことなどを考慮すると、本件道路は本来備えるべき性能を具備しておらず、瑕疵がある。
- ② 本件事故は、原告が本件穴ぼこに自転車の前輪をとられてふらつき、貨物自動車と衝突したものであるから、本件道路の瑕疵と本件事故発生には因果関係がある。
- ③ 原告には、視力が弱いにもかかわらず、眼鏡をかけていなかったことや、道路東端に寄った上、自転車から降りるなどしてすれ違いの安全性を確保すべき注意義務があったのにこれを怠った過失が認められ、3割を減額するのが相当。（車両運転者、同所有者も有責）



(2) 瀬戸市道無蓋側溝自転車転落事件

原因【側溝等の蓋不全】

名古屋地裁 平成9年4月30日

有責（過失相殺4割）

名古屋高裁 平成10年4月28日

有責（過失相殺4割）

名古屋高裁 平成10年8月6日 上告棄却

■事案の概要

午後6時頃、自転車で走行中、対向車との衝突を避けようとして本件道路脇の側溝の上を通ったところ、側溝に設置されていたコンクリート製上蓋の穴があいた部分に自転車の前輪が転落し、負傷した。

本件道路は、幅40cmの側溝が敷設された幅員約2.6mのほぼ直線的な舗装道路だが、家屋の出入口部分を中心に部分的に側溝に上蓋が設置されていた。本件事故現場は、前後に上蓋があり、落下部分のみ幅約50cm、長さ約60cmの空間となっていた。

■裁判所の判断

(地裁判決要旨)

- ① 本件側溝には自転車の車輪が落下するような無蓋部分が存在したのであるから、道路として通常有すべき安全性を欠いていたものと評価せざるを得ない。
- ② 原告にも自転車の安全走行の注意義務違反の過失があり、その割合は4割であると認めるのが相当。

(高裁判決要旨)

原告の過失割合が4割より少ないと認めることはできない。



(3) 鹿児島県道置石衝突自転車転倒事件

原因【路上障害物】

鹿児島地裁 平成15年12月17日

有責（過失相殺6割）

■事案の概要

午後9時頃、歩道上を自転車で走行中、歩道上に県が設置した置石にぶつかり転倒、負傷した。

■裁判所の判断

- ① 本件のような形態での置石の設置(歩道の真ん中)は、歩道通行の邪魔になり、それと接触して転倒する可能性を有する存在であると認められ、その設置の仕方に瑕疵がある。
- ② 原告は、本件現場を10回程度通行したことがあり、本件歩道に置石があると知っていたこと、夜間無灯火で飲酒の上自転車で歩道上を走行していたこと、本件事故現場はバス停留所の明かりや街灯があり、さほど暗くないこと、前方を十分に注視していれば本件事故を避けることができたこと等から原告の過失割合は6割とする。



(4) 兵庫国道250号標識自転車衝突事件

原因【道路構造】

神戸地裁姫路支部 昭和60年10月28日

有責（過失相殺3割）

■事案の概要

午後4時頃、自転車で本件道路を走行中、ガードレールへの取り付けが悪く、回転するようになって車道にはみ出していた鉄板製道路標識に衝突し、転倒して負傷した。

■裁判所の判断

- ① 本件標識板は取付不良により左右に30～40度揺れる状態で、付近を自転車等で通行する者の身体を侵害する危険があったから、その設置又は管理に瑕疵があった。
- ② 原告には前方不注意による過失があり、3割の過失相殺をするのが相当である。



(5) 小郡市道工事中自転車転落事件

原因【道路工事不全】

福岡地裁 昭和57年10月21日

有責（過失相殺6割）

■事案（事故）の概要

午後9時10分頃、本件道路を自転車で通行していたところ、橋梁架替工事のために橋の両側で幅0.65m、深さ0.6m～1.6mにわたって掘削されていた現場に転落し、負傷した。事故現場には回転灯付標識、工食用柵が置かれていた。

■裁判所の判断

- ① 道路のほぼ中央に回転灯付標識板を設置し、その両側に防護柵各1個を置いたものの、そのうち東側に置いた分を多少東側に寄せすぎたため、標識板との間は1m以上の空間があり、通行者に、回転灯付標識の東方迂回路を示す矢印が同標識板の右側防護柵との空間部分の進行を指示するものと誤認させ、道路の右側部分をそのまま進行させて掘削部分への転落事故を惹起させた場合には、工事業者の危害発生防止の措置には欠けることがあったといえる。
- ② 市は、本件道路の管理者であって、工事業者と協力し、これを指揮監督して危害防止の措置を講ずべき義務を負う。市が工事業者に工事の施行を一任し、直接の危害防止の責任を負担させるからといって、市は本来の責任を回避できず、また、請負契約において工事施行の際第三者に与えた損害は工事業者が責を負う旨の約定があったとしても、それは契約当事者間の内部の問題であり、これにより、市は、第三者である原告に対してその責を免れることはでき

ない。

- ③ 原告は、飲酒の上、無灯火のまま自転車に乗って事故現場を走行し、迂回路の指示を錯覚したこと等を勘案し、原告の過失割合を6割として相殺する。



(6) 愛知国道151号自転車転落事件

原因【ガードレール不全】

名古屋地裁豊橋支部 昭和53年8月15日

有責（過失相殺3割（過失割合：県1割、被告会社6割、原告3割））

■事案の概要

午後5時30分頃、自転車で走行中、法面埋立工事を行った道路で、防護柵がないために約1.3m下のコンクリート製側溝に自転車もろとも転落し、負傷した。

本件事故現場付近は法面埋立工事により事実上道路が拡幅されたのと同様の状況になっており、当該部分をそのまま進行すれば側溝に転落する可能性があった。県は、工事承認の際、防護柵を設置するよう指示していたが、工事後約1年を経過した事故当時においても設置されていなかった。

■裁判所の判断

- ① 道路管理者は、危険発生を防止するための防護柵等を設置しない瑕疵によって生じた事故に係る損害について、賠償の義務を負う。工事業者に対して防護柵を設置するよう指示をしたとしても、現に長期間設置されないでいた以上、責任を逃れることはできない。
- ② 原告には漫然と自転車で直進した過失があり、その程度は3割相当である。（工事業者も有責6割）



(7) 常磐自動車道高架下町道自転車水路転落事件

原因【橋梁不全】

浦和地裁 昭和59年4月27日

有責（過失相殺8割）

■事案の概要

午後11時30分頃、自転車で走行中、水路にかかる橋のたもと又は上から転落し、溺死した。本件事故現場は、高速自動車道の高架下で暗い場所であるが照明設備はなく、また、本件橋にも転落防止設備（欄干、縁石）がなく、本件水路も無蓋開渠であった。

■裁判所の判断

- ① 本件道路はその位置・形状から用水路との境を肉眼では識別しにくい状態にあり、被害者には飲酒運転を行った等の重大な過失があるが、本件橋及び水路は当然具備すべき照明設備、転落防止設備を欠いた設置及び管理に瑕疵のある営造物であり、町は営造物の設置及び管理の瑕疵によって生じた損害を賠償する責任がある。
- ② 公団は高架道路建設工事の附帯工事として本件道路を建設したものであるが、公団は本件道路について単なる施工者に過ぎず、国家賠償法上の責任主体とはならない。
- ③ 被害者には飲酒及び無灯火の自転車運転をした重大な過失があり、8割を減ずるのが相当である。（公団は無責）

3 終わりに

道路の設置管理の瑕疵を巡っては、ご紹介したような訴訟が提起される場合もありますので、道路管理者としては日常の維持管理業務を適切に遂行する必要があります。

特に定期的な道路パトロール等の実施は非常に重要な位置づけとなりますので、道路上での様々な事態を想定し、それらに的確に対応できるように日ごろから入念な準備と確認を心がける必要があります。